

1. 平成25年第3回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成25年6月11日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第81号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程4 議案第82号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正について
- 日程5 議案第83号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第84号 郡上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第85号 郡上市いとしろ青少年旅行村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程8 議案第86号 郡上市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程9 議案第87号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第88号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について
- 日程11 議案第89号 平成25年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程12 議案第90号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程13 議案第91号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程14 議案第92号 平成25年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程15 議案第93号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）
- 日程16 議案第94号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）
- 日程17 報告第3号 平成24年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程18 報告第4号 平成24年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程19 報告第5号 平成24年度郡上市白鳥財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程20 報告第6号 平成24年度郡上市北濃財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程21 報告第7号 平成24年度郡上市石徹白財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総務部付部長	武 藤 隆 晴
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	野 田 秀 幸
商工観光部長	山 下 正 則	商工観光部付部長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会計管理者	三 島 哲 也
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事務局 長	猪 島 敦
国保白鳥病院 事務局 長	藤 代 求	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会議務局長 池 場 康 晴

議会議務局
議会議務課長 丸 井 秀 樹

議会議務局
議会議務課長
補 佐 河 合 保 隆

◎開会及び開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員の皆様には、大変御多用のところを、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本定例会は、議案が14件、報告が6件であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

ただいまから平成25年第3回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時32分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には4番 田代はつ江君、5番 兼山悌孝君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（清水敏夫君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る6月5日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月11日から6月28日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月11日から6月28日までの18日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（清水敏夫君） ここで日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成25年第3回郡上市議会定例会の開会に当たり、御挨拶並びに提案説明を申し上げます。

本日、平成25年第3回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

ただいま永年勤続表彰の伝達が行われましたが、美谷添生議員並びに清水正照議員におかれましてはまことにおめでとうございます。お二方には、今後ともますます御活躍されますことを祈念申し上げます。

提案説明に入ります前に、若干の報告をさせていただきます。

まず、去る5月13日から15日までの3日間、中部経済連合会の三田敏雄会長を団長とする台湾昇龍道誘客ミッションの一員として、台湾を訪問してまいりました。短い期間ではありましたが、台湾における観光関係者との懇談、交流を通じて、郡上市への誘客PRに努めてまいりました。台湾からの観光客が、今後、増加することを期待いたしているところでございます。

次に、いよいよことしも7月13日には郡上おどりが、7月20日には白鳥おどりが開幕をいたします。これに先立ちまして、去る6月8日には、京都岐阜県人会が中心となって、第6回郡上おどり i n 京都が京都市役所前の広場で開催をされました。関西地方に在住されております郡上市出身者を初め、約1,300人の皆さんが一足早く郡上おどりを楽しまれました。開幕に向けたよいPRができたものと喜んでおります。

また、来る6月29日、30日の両日には、郡上おどり i n 青山が東京で開催されることとなっております。ことしは第20回という節目の年に当たり、一般公募した六十数名の市民の皆様にも郡上市から参加していただくほか、記念イベントとして個人おどりコンクールの開催や東京郡上人会の第1回交流会を計画いたしているところでございます。

特に、東京郡上人会につきましては、この3月から郡上出身者の情報収集を開始し、今日まで約160名の情報を得ることができております。日ごろ、関東地方で御活躍の郡上出身者や郡上ゆかりの皆様、ふるさと郡上の情報を提供し、今後、郡上市を応援していただく方々の輪を広げてまいりたいと考えております。

最後に、今般の国による地方公務員給与削減要請に対する郡上市の対応について申し上げます。

郡上市は、定員適正化計画に基づき、町村合併時から今日までに、普通会計職員を191人、率にして25.8%削減してまいりました。このことにより、普通会計における総人件費は、平成16年度と平成23年度とを比較いたしてみましても、1年間における所要額の差額で見ても約9億9,000万円、率にして18.0%の削減を達成しております。

また、郡上市の職員の給料の水準を国家公務員の給料水準を100として比較した場合のいわゆるラスパイレス指数は、今般の国家公務員の臨時時限的削減措置の前の水準と比べて92.2、平均7.8%削減後の水準と比べても99.8と100を下回っており、極めて低い水準にあります。

この郡上市のラスパイレス指数は、県内21市中、高いほうから20位、したがって低いほうからは

2番目ということでございますが、21市中20位、42市町村中32位、全国1,722市区町村中1,512位と、こういう低い地位でございます。

こうした事情に加えて、今般、国は郡上市のような給与水準の低い団体も含めて普通交付税の削減をするという形で、地方公務員の給与削減を迫ってまいりました。このことは、先日、東京で行われた第83回全国市長会議においても、本来、条例により地方が自主的に決定すべき地方公務員給与について、国が地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与削減のための政策誘導手段として用いたことは、地方の財政自主権をないがしろにするものであり、到底容認できるものではないという趣旨の決議がなされたように、私も理不尽なことであると考えております。

以上、申し上げましたような大きくは3つの理由により、郡上市においては、今般の国からの要請に基づく職員給与の削減措置は行わないことといたしました。このことは、今後、市の財政事情のいかんによっては、市独自の給与削減措置を行わなければならないことがあり得るということを否定するものではありませんが、今回の国の要請には応じられないということでございます。

郡上市の職員は、合併以来、年々、職員数の厳しい削減措置が進行する中で、他自治体と比べても決して高くはない給与水準のもとで、総じてこれまでよく懸命に頑張ってきていると私は考えております。

郡上市としては、本年3月に策定をいたしました第2次行政改革大綱に基づいて、今後ともさらに一層効率的な行財政運営に職員一丸となって取り組んでまいりますので、市議会並びに市民の皆様方には、今回の郡上市の対応について御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、今議会において御審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、人事案件についてであります。

議案第81号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。委員2名について、平成25年9月30日をもって任期満了となるため、議会の意見を求めるものであります。

次に、条例等の制定、改正の関係であります。7件でございます。

まず、議案第82号は、郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。多チャンネル放送に新たにハッピーコースというコースを追加をいたし、またオプションサービスとして録画機能つきセットトップボックス等を加えるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第83号は、郡上市税条例の一部改正についてであります。地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合を引き下げる等、所要の改正をしようとするものであります。

議案第84号は、郡上市道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。道路法施行令等の一部改正に伴い、引用する条項番号を改めるため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第85号は、施設の廃止に伴い、郡上市いとしろ青少年旅行村の設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものであります。

議案第86号は、郡上市子ども・子育て会議条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法の規定に基づき、郡上市子ども・子育て会議を設置することに伴い、同会議に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとするものであります。

議案第87号は、郡上市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法の一部改正に伴い、特定世帯に係る世帯別平等割額の減額措置期間を延長する等の改正をしようとするものであります。

議案第88号は、中濃地域農業共済事務組合理約の一部改正についてであります。組合議員の定数及び選任方法等を改めるため、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案第89号は、平成25年度郡上市一般会計について、予算の補正をお願いするものであります。

主な内容といたしましては、歳出では、風疹ワクチン予防接種事業335万7,000円、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業2,173万円、水のまちづくり推進事業500万円、白鳥庁舎改修事業3,000万円、木造住宅耐震補強工事補助事業482万円の増額等であります。

一方、歳入では、成人を対象とした風疹ワクチン予防接種促進事業の県補助金83万2,000円、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金1,018万円、岐阜県清流の国地域振興補助金250万円、木造住宅耐震補強工事の国県補助金合わせて332万円、公共施設整備基金からの繰入金3,000万円、財政調整基金からの繰入金1,742万3,000円等が主なものであります。

以上、歳入歳出それぞれ8,117万6,000円の追加補正をしようとするものであります。

次に、議案第90号は、平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計について、予算の補正をお願いするものであります。

内容といたしましては、まず歳出では、郡上偕楽園特別養護施設管理経費178万2,000円、郡上偕楽園特別養護事業22万9,000円の増額であります。

一方、歳入といたしましては、ただいま申し上げました事業の財源として、亡くなられました入所者の遺言によります寄附金201万1,000円であります。

以上、歳入歳出それぞれ201万1,000円の追加補正をしようとするものであります。

議案第91号は、平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計について、予算の補正をお願いするものであります。

内容といたしましては、まず歳出では、ケーブルテレビ整備事業といたしまして、光ファイバーケーブルの迂回路の新設事業948万4,000円の増額であります。

一方、歳入では、それらの財源といたしまして、ケーブルテレビ事業整備基金からの繰入金474

万2,000円、地域ケーブルテレビネットワーク整備事業国庫補助金474万2,000円であります。

以上、歳入歳出それぞれ948万4,000円の追加補正をしようとするものであります。

議案第92号は、平成25年度大和財産区特別会計について、予算の補正をお願いするものであります。

主な内容といたしまして、歳出では、造林事業、これは大和町落部地内と内ヶ谷地内における山林の造林事業でございますが、981万6,000円の増額であります。

一方、歳入では、それらの財源といたしまして、森林総合研究所からの造林事業受託収入として981万6,000円であります。

以上、歳入歳出それぞれ981万6,000円の追加補正をしようとするものであります。

なお、予備費から一般管理事務経費への組み替え159万8,000円が別にございます。

議案第93号は、消防ポンプ自動車2台の購入について、物品売買契約を締結しようとするものであります。

議案第94号は、消防小型動力ポンプ積載車5台の購入について、物品売買契約を締結しようとするものであります。

以上が、本定例議会に提出いたしました議案の概要でございます。このほか、平成24年度郡上市一般会計外4特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告がございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上申し上げまして、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。平成25年6月11日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

◎議案第81号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程3、議案第81号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第81号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、郡上市八幡町西乙原1417番地、氏名、上野道子、生年月日、昭和25年11月24日、再任でお

願いたいものでございます。また、続いて郡上市和良町三庫3452番地1、池場利廣、昭和25年12月6日、新任で願いたいものでございます。

この件におきましては、平成25年9月30日をもって2名の委員の方が任期満了となるために、議会の意見を求めるものでございます。新しい任期につきましては、平成25年10月1日から平成28年9月30日まででございます。3年間でございます。

特に、再任の上野様においては、4期12年、長年にわたって人権活動に熱意を持って取り組んでおられております。そのためにも、再任をお願いしたいということでございます。

また、池場様におかれましては、人権活動に努める意欲を非常に持っておられるということと、また地域住民からも信頼を得ているということで、願いたいものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第81号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第81号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第82号から議案第88号までについて（提案説明）

○議長（清水敏夫君） 日程4、議案第82号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程10、議案第88号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約についてまでの7議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第82号でございます。郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、多チャンネル放送に新たなサービスプランを追加するため、この条例を定めようとするというものでございます。

おめくりをいただきますと、今般の改正によりまして、条例第17条関係、別表第2というのがありますが、いわゆる多チャンネルのメニューの一覧表でございますが、これを従前のものをこのように改めるというものでございます。

新旧対照表のほうで御説明をさせていただきます。

なお、附則にありますように、この条例は平成25年7月1日から施行するというのを思っております。

おめくりいただきますと新旧対照表がございますが、多チャンネルプランにつきましては、現在、旧の区分にありますように、デジタルライトというものと、それからデジタルレギュラーというふうな2つの区分で提供をしておるわけでありまして、デジタルライトといいますが、これは全体で30番組を、提供をしております。

また、デジタルレギュラーのほうにつきましては、同じ2,300円の中で、いわゆるレギュラーコースというので、先ほどのライトの30に対して42チャンネル、また一方、劇スポコースというのがありまして、どちらかという映画物といいますが、あるいはスポーツ物というものを中心とした番組がありまして、デジタルレギュラー2,300円の中には、要綱におきまして、レギュラーと劇スポと2つの中から1つ選択できるというふうな、現在は運用をしておるところでございます。

それから、セットトップボックスにつきましては、増設1台当たり2,800円をお願いするというのが現状でございます。

これを今般、いわゆる多チャンネル加入がふえれば、市の負担も減っていくということでありまして、今般の指定管理者制度におけます経営運営の中で、より魅力的な番組をメニューとして視聴者に提供するというふうな考え方がありまして、今般、新しい多チャンネルの区分ではハッピーコースというものを追加をするということでございます。

ここの上の劇スポコースというのは、先ほど申し上げましたように、基本的にはデジタルレギュラーの内訳のものでありまして、これをしかし今回の改正に伴いまして明確にしようということで、4コースを設置するというので、改正を今回目指しておるところでございます。

ハッピーコースにおきましては、これは多チャンネルのサービスプランの中で最上位のコースとなりまして、CS、いわゆる通信衛星をいたしましたデジタル放送で、56チャンネルが視聴可能とな

るということで、非常に幅広く楽しんでいただける最上位コースということ、これが3,100円という月額で提供したいというふうに考えております。

また、さらにオプションの中で、いわゆる録画機能付きのセットトップボックスを提供すること、これもその機能によりまして、楽録サービスというものと、1枚おめくりをいただきますと、ブルーレイ対応の楽録サービスというふうな機能つきということ、それぞれセットトップボックスが機能つきで900円、そして2,000円と、こういうふうな区分となっております。

こうした新しいメニューを追加しながら、市民の皆様に魅力的なケーブルテレビ放送を提供したいということにつきましての改正でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（清水敏夫君） 続いて、説明を求めます。議案第83号。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第83号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

郡上市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合を引き下げる等所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

おめくりいただきまして、新旧対照表の1ページのほうを見ていただきたいと思います。それと、別冊で資料がついてございますので、資料のほうで説明をさせていただきます。

改正趣旨につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、それぞれ平成25年3月30日に公布されたので、郡上市税条例の一部を改正するものでございます。

ここにおきまして、まず改正の概要でございます。

1番目に、寄附金税額控除における復興特別所得税を加味する改正でございます。ここでは、住民税におけるふるさと寄附金の関係でございますが、この関係で、特に復興特別所得税が平成25年から課されているということの中で、この部分を加味するという形でございます。

それで、下に例示がございます。これは例示で、5万円を寄附した場合の例示でございますが、中ほどの所得税の部分に復興特別所得税分がございます。ここで特別税が2.1%ということ、所得税額に対しての2.1%の税額がかかるということでございます。

そこで、控除の部分で、市の関係の個人住民税部分でございます。ここで、一番右の⑤でございますが、ここにおいて、通常でございます1.021とございますが、ここでの1.021、2.1%分が復興特別税分に関係する部分でございます。この部分を加味しまして、控除を行っていくという形でございます。

それで、ふるさと寄附金においては、適用下限が2,000円ございますので、2,000円を差し引いて、その分の税率を掛けて、その分控除されていくという形で、2、3、4、5を足しますと4万8,000円という形の控除という形で、所得税と個人住民税を合わせてでございます。

次の2番の延滞金等の利率の見直しということでございます。ここにおいては、まず第1項の関係ですが、ここは2ページを見ていただきたいと思います。新旧対照表の2ページでございます。

ここの部分の3条の2でございますが、ここでは延滞金の割合において、本則で今14.6%になっておるということでございますが、今回、特例基準割合プラス1%と、それに7.3%とするということでございます。

また、納期限の1カ月以内の延滞金の割合については、本則では7.3%になってございますが、今回の改正で特例基準割合プラス1%ということでございます。

特に、今までは日本銀行法に定める商業手当の基準割引が、今0.3でございます。それにプラス4%を加えて4.3%というような形になってございましたが、今回、このような改正がされるということで、例示がございまして、この部分で本則14.6%、延滞金の部分でございまして、今まで14.6が今回新しく9.3%になると。

また、1カ月以内においては、本則では7.3ですが、特例で4.3になってございます。この部分が特例基準割合というものにプラス1%で、3%に引き下げられるということでございます。その部分が、今の附則の3条の2に記載されてございます。

3条の2の2項においては、特に法人税分に関して、税務署長に申請して確定申告の提出を延期した場合、納期限を延長された場合においては、本則7.3%を特例基準割合とするという項が設けられました。この部分で、本則では7.3ですが、特例で4.3に現在はなっておりますが、特例基準割合ということでございますので、2%という形に改正をされたということでございます。

また、3番目の法人市民税の納期限延長に係る延滞金の特例改正、今の2の2項の部分に関係してくる部分でございますが、ここにおいても納期限の延長に係る延滞金の割合が7.3でございますが、この附則によって、一定の要件により7.3%を超える期間を定めませんが、この期間にかかわらず、当分の間、特例基準割合とするということでございます。当分の間は特例基準割合2%という形での改正でございます。

4番目におきましては、引用する法の改正による改正でございます。これは、譲渡所得の非課税の特例を受ける公益法人等とみなされる法人の追加による改正ということで、附則4条の2でございます。これは4ページでございます。

新旧対照表の4ページを見ていただきますと、ここでは引用条項の改正ということで、新旧対照表のほうに新しいところに第10項がございまして、旧のところ、右側に第9項とございまして、ここに10項が加わったということで、追加条項を下に例示してございます。

これにおいては、財産の譲与、遺贈を受けた幼稚園、公益法人等がその財産を幼保連携型認定子ども園や幼稚園を設置しようとするほかの公益法人等に贈与をする場合、非課税特例を継続適用する項を追加するという項目でございます。この分が追加されましたので、引用条項を10項に改めるものでございます。

続いて、5でございます。個人住民税における住宅ローン特別控除の延長・拡充でございます。これは、4ページの附則の第7条の3の2というところでございます。

ここにおいては、まず特別控除の適用期間を4年間延長するということでございます。延長し、居住年が平成29年のものまでを適用していくというものでございます。ここで、所得税の住宅ローン控除の適用に対しては、所得税から控除し切れなかった額を次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するというところでございます。

今現在、25年の12月までというのは5%になって、最高9万7,500円までということでございます。また、26年の1月から3月までにおいても、同じく9万7,500円でございます。そのほかに、平成26年4月以降平成29年12月までにおいては、7%に引き上げるということでございます。そこで13万6,500円ということでございます。

ただし、ここにおいては、租税特別措置法の中で、26年4月から平成29年12月までの欄の金額においては、住宅の取得費等の消費税率が8%または10%である場合の限度額であるということで、ここで上がらなかった場合においては左の欄と同じ従前の金額とするということになってございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。この部分は7条の3の2の部分に、条項の部分で書いてございます。

また、6でございます。引用する法の改正による改正でございますが、ここは5ページでございます。5ページのこれは17条の2でございます。

2の3項の部分でございますが、ここでは中ほどにアンダーラインがございます。第37条の9の4というところがございます。この部分は、旧の部分では37条の9の2ということでございますが、ここでは9の2項と3項が削除されたということでの引用条項の9の4に改正するものでございます。

特に、9の2と3においては、中部圏開発整備法に規定する開発区域の特例の削除ということで、郡上市は指定されていないというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

7の復興支援のための税制上の措置ということでございます。ここにおいては、居住用財産の譲渡に係る特例ということでございます。新旧対照表では6ページのほうの部分でございますが、この部分でございます。

まず、第1項においては、表に読みかえ規定を旧の場合は字句で書いてございます。その部分を表にあらわさせていただいたという部分でございます。

2項において説明させていただきますが、2項においては、東日本大震災により、所有していた居住用家屋が滅失等をして、居住の用に供することができなくなったものの相続人が、特にこの場合は当該家屋に居住していた者に限るんでございますが、の方が当該家屋の敷地の用に供されていた土地を譲渡した場合には、当該相続人は当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたとみなすということで、居住用財産を譲渡した場合には長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができるということでございます。

これは何かといいますと、もし東日本の関係で所有者の方が亡くなられて、相続人が売られた場合に、譲渡した場合、その場合にも居住用家屋に居住していた人が売られた場合には長期譲渡所得の控除が受けられるという形でございます。その部分が22条の2の8ページの部分でございます。ここがその部分でございます。

続いて、8においては、復興支援のための税制上の措置ということで、住宅借入金等特別控除制度に係る特例ということでございます。これは、9ページ、10ページの部分でございます。条例附則の23条の部分でございます。

ここにおいては、先ほど5番で言いました個人住民税における住宅ローン関係でございますが、東日本においては、震災の関係においては消費税が8%、また10%にならなくてもこの部分を適用していくということで、26年4月から29年の12月においては7%で13万6,500円という形と、また26年の3月以前においては9万7,500円という形でございます。

その次の10ページにおいては、新旧の10ページ側のこの2でございますが、ここにおいては拡充後の借入限度が適用され、改正及び引用する地方税法の条項の改正によりずれたための改正でございます。アンダーラインを引いておりますが、この部分は3項が4項になったり、5項が6項ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 続いて、議案第84号の説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第84号 郡上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。

郡上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですけれども、道路法施行令等の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

今回、道路法の施行令で、占用対象物件ということで、太陽光発電設備、風力発電設備が1点、それから津波からの一時的な避難場所等の施設というのが1点で、2点が占用物件として、今回、2項が追加されたということでございます。

それで、市が引用しております条項を2号ずつ繰り下げるものでございますけれども、改正につきましては県に準じておりますけれども、追加条項につきましては、今後、県とか他市を参考に検討してまいりたいというふうを考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 議案第85号の説明を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 議案第85号でございます。郡上市いとしろ青少年旅行村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

郡上市いとしろ青少年旅行村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。いとしろ青少年旅行村の用途を廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりください。本文でございます。郡上市いとしろ青少年旅行村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。郡上市いとしろ青少年旅行村の設置及び管理に関する条例は、廃止する。附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

1枚おめくりください。参考のために、施設の管理台帳をつけております。所在地は郡上市白鳥町石徹白字駕ヶ嶋11番地及び12の1番地の内でございます。設備につきましては、木造でございます。建築面積は235.24平方メートル。施設の概要でございますが、管理棟、バンガロー7棟、シャワー棟、炊事棟、トイレ、倉庫2棟でございます。

なお、トイレにつきましては、一部鉄筋のブロックでつくってございます。

昭和62年の供用開始で、耐用年数は25年でございます。敷地の面積は1,913平方メートルでございます。

なお、この施設の敷地の所有関係につきましては、所有者は上村敏治さんでございまして、石徹白自治会より無償貸借を受けておる状況でございます。上村敏治さんが石徹白自治会へ無償貸借契約を行われて、自治会より市のほうが無償貸借を受けているという状況でございます。

取得価格は920万円でございます。辺地対策事業で辺地債を充当して建設をしております。地方債の償還期限は10年間でございます。

この施設につきましては、昭和62年に供用開始いたしまして、白鳥町から石徹白自治会に管理委託をして運営していただいております。合併後も、同様に平成18年に指定管理制度を導入した折に、自治会のほうで無償で指定管理、利用料金制でもって指定管理をしていただいておりますが、施設の経年による老朽化、あるいは高級感を求める志向の変化ということから、年間の全利用者が平成20年度には495人と非常に激減しております。自治会としてもこれ以上経営を続けることは

できないという御意見でございます、平成20年度をもって休業をしております。このため、平成25年度の当初予算におきまして、施設の撤去費247万9,000円をお認めいただいております。

今般は、撤去の手續の中で、設置及び管理条例を廃止をしたいというものでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 議案第86号、議案第87号の説明を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議案第86号でございます。郡上市子ども・子育て会議条例の制定について。

郡上市子ども・子育て会議条例を次のとおり定めるものとする。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、子ども・子育て支援法の規定に基づき郡上市子ども・子育て会議を設置することに伴い、同会議に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、条例文案でございます。

まず、本条例でございますけれども、平成24年8月22日に公布された子ども・子育て支援法の規定に基づいて制定するものでございます。法律第77条第1項では、市町村は、条例で定めるところにより、同条第各号に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとするのでございます。条例第1条の郡上市子ども・子育て会議は、この規定に基づき設置するものでございます。

条例第2条でございますが、所掌事務を定めております。法律第77条第1項各号に掲げる事務とは、第1号に、特定教育保育施設でございます認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員の設定に関する事、第2号に、小規模な保育、また家庭保育などの特定地域型保育事業と申しますけれども、これに関する利用定員の設定に関する事、第3号に、市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事、第4号に、当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査・審議することを規定しております。

その第3号に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画とは、市町村は、基本方針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の適切・円滑な実施に関する計画でありまして、本市におきましては、今年度、この計画策定に向けたニーズ調査を実施することとしてございます。

条例第3条は組織の規定でございます、会議は委員15名以内で、第1号から第6号までの者を市長が委嘱することとしてございます。

第4条では委員の任期を2年とし、第5条では会長及び副会長の選出、第6条では会議に関することを定めてございます。

委員には、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をもって、月額6,000円の報酬及び同条例に規定をしてございます費用弁償を支給することを第7条で定めております。

本条例の施行期日は、公布の日としてございます。よろしく願いをいたします。

続いて、議案第87号でございます。郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますけれども、地方税法の一部改正に伴い、特定世帯に係る世帯別平等割額の減額措置期間を延長する等所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

改正内容につきましては、議案の次に添付がしてございます資料をもって御説明したいと存じます。

改正理由は、平成25年3月31日公布の地方税法の一部改正によるものでございます。

改正内容でございますが、国民健康保険税のうち、世帯別平等割額に配慮するため、特定世帯の軽減特定措置を3年間延長する改正を行うものでございます。

国民健康保険加入から後期高齢者へ移行することに伴い、国保制度では特定世帯と言っておりますけれども、単身世帯となる者に係る平成20年4月からの軽減特例措置であります世帯別平等割額を5年間半額、いわゆる2分の1を減額する措置について、今年度、平成25年度から特定継続世帯として、これまでの半額となる4分の1を減額することとして、さらに3年間延長するものでございます。

中段に具体例を示してございますけれども、平成20年度から特定世帯として2分の1の減額措置を受けた場合、一般世帯の世帯別平等割額でございます2万5,300円の半額となる1万2,650円が減額となり、24年度までの5年間でございますが、同額の1万2,650円となりますが、今回の改正をもって、平成25年から27年までの3年間は、下段にございますように、特定継続世帯として特定世帯の減額分の半額となる6,325円を減額して、世帯別平等割額を一般世帯の4分の3に当たる1万8,975円にするものでございます。

1枚おめくりをいただいて、資料2をごらんをいただきたいと思います。条例第5条の2は、一般世帯に係る世帯別平等割額の規定でございます。一般世帯以外の世帯に特定継続世帯に関する規定、及び第3号に特定継続世帯の世帯別平等割額を1万8,975円とすることを加えるものでござい

ます。

2 ページをお願いいたします。条例23条でございますが、国民健康保険の減額に関する規定でございます。同条第1号に規定をする7割軽減世帯の世帯別平等割額に、特定継続世帯1万3,283円を加えるものでございます。同額を減額することで、右表下段にございます減額後の実質負担額は5,692円となります。

同様に、3 ページでございますが、同条第2項に規定をする5割軽減世帯の世帯別平等割額に特定継続世帯9,488円を加えるものでございます。同額を減額することで、減額後の実質負担額でございますが、右表下段にございます9,487円となります。

同じく、次の4 ページでございますけれども、同条第3号に規定をする2割軽減世帯の世帯別平等割額に特定継続世帯3,795円を加えるものでございます。同額を減額することで、減額後の実質負担額は、右表下段にございますように1万5,180円となります。

資料3をごらんください。ただいま御説明をいたしました条例第5条の2の一般世帯及び条例第23条に規定をしております軽減世帯に係る特定継続世帯の世帯別平等割額の一覧でございます。網かけしてある箇所が、今回、改正をお願いする特定継続世帯の額となります。

本条例の施行期日でございますけれども、公布の日とし、平成25年4月1日から適用することとしてございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 議案第88号の説明を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 議案第88号でございます。中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約についてでございます。

地方自治法第290条の規定により、中濃地域農業共済事務組合規約を別紙のとおり改正する。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、組合議員の定数及び選任方法を改めるため、この規約を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきまして、もう一枚おめくりをいただきまして、新旧対照表のほうで御説明をさせていただきます。右が改正前、左が改正後でございます。

まず、右の改正前、第5条でございますけれども、組合の議会の組織でございます。組合の議会の議員の定数は25人とし、その内訳については、次の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる人数とするということでございまして、関市が6人、可児市が2人、郡上市が7人、前3号に掲げる市以外の関係市町村が各1人となつてございまして、関市、可児市、郡上市につきましては合併前の市町村の数となつてございます。これを左側の改正後でございますが、組合の議会の議員の定数は13人とし、関係市町村各1人とするというふうに変更させていただくものでございます。

それから、第6条でございますが、右側の改正前でございますが、組合議員の選任でございます。組合議員は、次の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる者をもって充てるということで、関市は議会の議長及び議員の中から互選した者5人、可児市は議会の議長及び議員の中から互選した者1人、郡上市は議会の議長及び議員の中から互選した者6人、前3号に掲げる市以外の関係市町村につきましては各議会の議長ということになってございますが、これを左側のように、組合議員は関係市町村の議会の議長をもって充てるというふうに改正をさせてもらうものでございます。

それから、第7条でございますが、右側でございますが、組合議員の任期でございますが、各関係市町村の議会の議長である組合議員の任期は、当該議長の職にある期間とし、議員の中から互選された組合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員の任期とするということになってございますが、今回、議長1人となるということから、左側の組合議員の任期は当該議長の職にある期間とするというふうに改正をするものでございます。

1つ戻っていただきまして、附則でございますが、下のほうでございますけれども、この規約は岐阜県知事の許可のあった日から施行するというものでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 以上で、7議案の説明を終わります。

なお、各議案の質疑につきましては、会期日程に基づきまして、改めて行うことといたしますので、御承知ください。

ここで暫時休憩をいたします。開会は10時50分を予定します。よろしく申し上げます。

(午前10時41分)

○議長（清水敏夫君） 会議を開きます。

(午前10時51分)

◎議案第89号から議案第92号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程11、議案第89号 平成25年度郡上市一般会計補正予算（第1号）についてから、日程14、議案第92号 平成25年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの4議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第89号 平成25年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページ目をお願いします。

平成25年度郡上市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,117万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278億9,417万6,000円とする。2、省略させていただきます。

続いて、議案第90号 平成25年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページ目をお願いします。

平成25年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,460万3,000円とする。2以降は省略させていただきます。

議案第91号 平成25年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただいて、1ページ目をお願いします。

平成25年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ948万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,003万6,000円とする。2以降は省略させていただきます。

議案第92号 平成25年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページ目をお願いします。

平成25年度郡上市の大和財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ981万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,596万3,000円とする。2以降は省略させていただきます。

以上でございます。

それと、詳しいことは、6月補正予算という形の事業概要説明一覧表に、一般会計、特別会計とも記載されてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） ただいま説明のありました議案第89号から議案第92号までの4議案については、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託します。

なお、質疑については、予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略します。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第89号から議案第92号までの4議案については、会議規則第46条第1項の規定により、6月12日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第89号から議案第92号までの4議案については、6月12日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第93号について(提案説明・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程15、議案第93号 物品売買契約の締結について(消防ポンプ自動車購入)を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 議案第93号 物品売買契約の締結について(消防ポンプ自動車購入)。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成25年6月11日提出、郡上市長日置敏明。

1、契約の目的でございます。消防ポンプ自動車の購入でございます。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、3,612万円でございます。4、契約の相手方、岐阜市鷺山1769番地275、アンシンク株式会社代表取締役 林雅浩。5、納入場所、郡上市八幡町島谷454番地ほか。6、物品の内容、消防ポンプ自動車2台でございます。

おめくりいただきまして、消防自動車ポンプでございます。今回、納入場所として八幡の方面隊の1の2、また白鳥の方面隊2の1でございます。納入期限におきましては、平成26年2月28日と。また、取得金額は、今、記載のとおりでございます。

物品の内容においては2台ということで、車両仕様においてはCD—I型の消防専用車種仕様で4WDということで、ディーゼルエンジンの排気量4000cc以上というような形で、あとの仕様においてはエアコン、パワステ、また坂道発進補助装置とか、キャビチルト、フォグランプ、パワーウインドー等々でございます。

ポンプ仕様においては、高圧2段バランスタービンポンプ、A—2級というような形でございます。

環境においては、超低PM排出ディーゼル車四つ星認定というような形でございます。

続いて、その後ろに入札結果等々がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第93号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第93号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第94号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程16、議案第94号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第94号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、消防小型動力ポンプ積載車の購入。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、2,924万2,500円。4、契約の相手方、高山市昭和町3丁目178番地、丸新消防株式会社代表取締役 谷口欣也。5、納入場所、郡上市大和町河辺526番地ほか。6、物品の内容、消防小型動力ポンプ積載車5台でございます。

おめくりいただきまして、今回の消防小型動力ポンプ積載車の納入場所、2でございますが、大

和方面隊の1の2、また3の3、3の4、3の5、また白鳥方面隊の3の5でございます。

納入期限におきましては、平成25年11月29日ということでございます。

6の物品内容におきましては5台ということで、車両仕様は消防小型動力ポンプ積載車で、平成25年式のダブルキャブ、4WDということで、排気量が2500cc以上と、寒冷地仕様ということで、最大積載量1,000キロ以上ということでございます。

また、環境仕様においては、平成17年の新長期低排出ガス規制対応車ということで、よろしくお願いいたします。

また、1枚おめくりいただきまして、入札結果についての表がございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この前の消防車もそうなのですが、どちらも郡上の業者は辞退をしていると。これはこの前もちょっとお聞きしまして、その事情もわかったんですけども、お聞きしたんですけど、今回、こういうふうな結果になって、この状態をどうのように考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今、郡上の方が辞退をされているということで、今回も内容をお聞きしました。自動車自体には問題はないんですが、やはり艤装部分に非常に難しい部分があるということでございます。それで、今のところはまだその辺のことが業者さんにおいて技術的なことが取得できていないということでございますが、やはり我々としても指名願を消防自動車ということで出させていただいていますので、市側としてもその方たちにやはり頑張って技術を取得していただいて、応札に参加していただけるよう希望させていただいているという状況でございます。

○議長（清水敏夫君） そのほかございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 伺いたいことは、例えば改造したりするとき、例えばとびをはめる、つかむところとかという部分の金具を実際に製造している場所がいろいろとたくさんあるのかとか、郡上のどこかの金属の加工ができる場所でできるものでいいものかということもあるかもしれませんが、完全にこれが2次製品として仕上がっているところがあって、それを簡単に購入できるとかできないとか、あとポンプ自体もエンジンの塊のようなものですから、例えば車であればトヨタ製

とか日産製とか、そして日野とか、こういうふうにあるわけなんですけれども、ポンプ自体それだけの数、種類がないように思うんですね。実際、何々製というのはですね。

ですから、実際、ポンプ自体はどこか、例えば森田のポンプを指定して発注されているのかどうなのかということをお聞きしたいと思うんです。

これは多分どこでもお金を出せば買ってこれるものであって、本当に業者とか、岐阜県でもこれだけ業者があるわけなんですけれども、入札に参加しているのが9社あるわけなんですけれども、どこかにやっぱり全国各地に大もとがあって、持ち回りの、特殊なものやもんで、そういうことが実際あるんでないかなというふうに、特殊なものですから、そう思うわけなんです。

まず、簡潔にお聞きしたいのは、ポンプ自体は何社ぐらいの製品というかメーカーがあるのかということをお聞きしたいということと、やはりその大もとへ行って買ってくるのには本当に値引き交渉などができるできないということとかがあるのかどうかということも、もうちょっと執行部にも調べていただきたいということをお聞きしたいと思うわけなんです、その2点についてお伺いします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今回、これ積載車でございますので、ポンプというのは購入の予定はこれの中ではございません。

それと、今言われた備品の関係、積載車につける艀装についてはかなりの数がございます。それで、2次製品的なものもありますし、これについてもやはり艀装を取りつけるという行為がございまして、取りつけたり、またステップを改造したりということがございまして、一括で発注しておるという状況でございますので、その辺は今後ともよくまた検討はしていきたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第94号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第94号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎報告第3号から報告第7号までについて（報告・質疑）

○議長（清水敏夫君） 日程17、報告第3号 平成24年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程21、報告第7号 平成24年度郡上市石徹白財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの5件を一括議題といたします。

順次報告を求めます。

報告第3号、5号、6号、7号の報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第3号 平成24年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度郡上市一般会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、平成24年度の郡上市一般会計繰越明許費の繰越計算書でございます。

ここでは、款、項、事業名と翌年度の繰越額の欄を読まさせていただきます。

総務費、総務管理費、財産管理費で23万1,000円、庁舎等整備事業147万円、緊急経済対策の過疎集落等自立再生緊急対策事業500万円、緊急経済対策で長良川鉄道近代化整備事業で2,940万円。

農林水産業費、林業費でございます。公共林道整備事業で2,076万9,000円、また道整備交付金事業606万円、道整備交付金事業でございます。これは緊急経済対策関係で7,224万円。

土木費、道路橋梁費、合併特例道路整備事業110万5,000円、過疎対策道路整備事業253万2,000円、辺地対策道路整備事業8,776万4,000円、社会資本整備総合交付金事業1億2,958万2,000円、社会資本整備総合交付金事業で緊急経済対策の関係で3,412万3,000円、また道整備交付金事業で6,900万円、橋梁維持補修事業で707万7,000円、除雪機器整備事業で3,180万円。

住宅費でございます。公営住宅等ストック総合改善事業で1,860万5,000円。

消防費、消防費の緊急経済対策で、消防施設整備事業で1,140万円、消防施設整備事業で744万3,000円。

教育費、小学校費、小学校耐震補強事業で5,253万3,000円、中学校費、中学校耐震補強事業で1,236万2,000円。

災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、現年補助災害復旧事業、林業用施設で1,309万5,000円、公共土木施設災害復旧費、現年補助災害復旧事業、公共土木施設で1億145万1,000円。

合計で翌年度への繰越額でございますが、7億1,104万2,000円でございます。

以上でございます。

それでは、報告5号 平成24年度郡上市白鳥財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度郡上市白鳥財産区特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、平成24年度郡上市白鳥財産区特別会計繰越明許費繰越計算書、農林水産業費、林業費、造林事業で、翌年度の繰越が261万3,000円でございます。

続いて、報告第6号 平成24年度郡上市北濃財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度郡上市北濃財産区特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、平成24年度の郡上市北濃財産区特別会計繰越明許費繰越計算書、農林水産業費、林業費、造林事業、翌年度への繰越額でございます。149万4,000円でございます。

報告第7号 平成24年度郡上市石徹白財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度郡上市石徹白財産区特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、平成24年度郡上市石徹白財産区特別会計繰越明許費繰越計算書で、農林水産業費、林業費、造林事業ということで、1,493万1,000円の翌年度への繰越でございます。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 次に、報告第4号の報告をお願いします。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 報告第4号 平成24年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度郡上市簡易水道事業特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成25年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、繰越明許費でございます。

資本的支出の建設改良費でございますが、事業名が高鷲北部統合簡易水道事業でございます。内容といたしましては、配管工事と実施設計でございます。これにつきまして、1億4,869万9,000円の翌年度繰越でございます。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 報告3号について考え方を伺いたいわけなんですけれども、政府の補正などで緊急経済対策などで郡上市にもお金が回ってきたわけなんですけれども、各県も国も今道路は本当に信号機がたくさん立って、それぞれ維持工事などを行われているわけなんですけれども、郡上市も繰越のまた仕事を出さなならんというわけなんですけれども、この前、建設の工務課長には私は申し上げたことがあったんですけれども、要は例えば維持工事に関しましても発注時期が重なると、工期も重なると、もちろん工事の施工、発注に関しては早期発注に心がけることは原則でありますけれども、県、国との重なる工事によって、落札されたとしても、それをもちろん監督は要りますけれども下請に出さざるを得ない、そうでなければ仕事が工期内に完了しないといったような事情がある場所もあるのではないかなということをおもいます。

特に、雪が降る時期、そしてまた凍結が予想される時期に入りますと、そうした工法によっては困難なものもあると思いますけれども、県、国との調整する中で、郡上市の発注時期をずらすことにより、直営で工事が応札された業者ができるのではないかとこのように考えます。

そのあたりにつきまして、そうした県、国との仕事の発注量、箇所などについての打ち合わせ、相談等をされてみえるかどうか。

それと、工期について、ずらせるものであれば、本当は7月に出されたものを盆過ぎの9月、10月でも施工完了をしっかりとやっていただけるものがあるのではないかとこのように考えて、そのあたりの方針を建設部長にお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今、山川議員が言われました工事発注でございますけれども、早期発注ということに心がけておるんですけれども、今回の大型補正につきましても3月中には全部発注したという形しております。

それで、今、県との調整云々という話もございましたけれども、やはりコスト縮減とかいうことで、県の残土をもらうとか、市のまた残土を県にやるとかというようなことも含める中で、大まか県は、道路改良なんかは特にそうですけれども、いつ時期に出されるんですかというようなことも、そういう土砂のもらったりやったりというような現場についてはそういうこともやっておりますし、ただ業者さんがどっちかずらせば元請でいけるんじゃないかというような御意見だと思いますけれども、下請さん、元請さんとはその契約の中で履行してもらわなければならないわけなんですけれども、その中で下請について、発注者といいますか、市のほうとしてはどうこうということは余り言えませんけれども、その辺の県工事等の調整はとってやっておりますし、それから特に高鷲地区、白鳥地区については、舗装工事等にはとにかく早く出すと。

早く出しても、やはり県工事、いろいろもらってみるところもございますけれども、その辺、事業費に応じた標準工期というのはありますけれども、そういうところで若干余裕を工期に入れたりとかいうことも市なりに考えながら発注はしてきておりますので、よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 1番 山川直保君。

○1番(山川直保君) ちょっと私の発言に矛盾したようなところがあったかもしれませんが、といいますのは、3月に全部繰越の分で発注されておっても、工期を今部長が言われたように長く持つ、そして25年も結局同じ場所の継続という、もうちょっとやらまいかという部分もあると思うんですよ。そのあたりでの今後の発注についての25年にもまたがるものもありますので、その辺をうまくいくようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(清水敏夫君) 要望ですか。

(「はい」と1番議員の声あり)

○議長(清水敏夫君) ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号から報告第7号までの報告を終わります。

◎議報告第5号について

○議長(清水敏夫君) 日程22、議報告第5号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

6月4日までに受理しました請願は、お手元に配付しました文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

◎散会の宣告

○議長(清水敏夫君) 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまです。

(午前11時23分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 田 代 はつ江

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝